

いじめ再調査に係る再発防止策等検討会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 検討会の傍聴を希望する者は、検討会の開催予定時刻までに傍聴者受付名簿に氏名、住所を記入し、職員の指示に従って会場に入室しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴人は、検討会を傍聴するに当たり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 検討会開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど検討会の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 検討会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはしないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会場において、飲食、喫煙などをしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等はないこと。（ただし、会長が認めた場合はその限りではない。）
- (6) その他検討会の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことをしないこと。

3 検討会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴人がこれらのことを守らない場合は、会長が注意し、なお、従わない場合は、退場してもらおう場合がある。
- (3) 検討会中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、検討会を途中で非公開とする場合がある。